

公立大学法人宮城大学入札保証金の免除の特例に関する規程

平成22年10月27日

規程第105号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学が工事の請負、物品の調達若しくは借受け若しくは役務の調達に係る契約又は電気の供給を受ける契約を締結するために行なう一般競争入札又は指名競争入札における入札保証金の免除に関し、宮城県の定める「入札保証金の免除の特例に関する規則」の取扱いに準じ法人の円滑な運営に資するため、契約事務取扱の特例を定めるものとする。

(入札保証金の免除の特例)

第2条 契約執行者は、公立大学法人宮城大学契約事務取扱規程(規程第84号)第12条各号(同規程第28条において準用する場合を含む。)に規定する場合のほか、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

附 則 (H22.10.27 第30回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年11月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、宮城県における「入札保証金の免除の特例に関する規則」の失効に伴い、その効力を失う。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。